このニュースや市政へのご意見をお寄せください。

日本共産党
高槻市会議員
きよた純子
ニュース
2018年12月9日
NO. 77

発　行：日本共産党高槻市会議員団　きよた純子
連絡先：議員団控室
TEL072－674－7230　FAX072－674－3202
上本町３－25　TEL／FAX. 676－5068

市の住宅修繕補助申請期限延長の方向

地震や台風で被害にあった住宅の修繕費用に対する市独自の補助制度として7月30日から受付を開始した「一部損壊等住宅修繕支援」（修繕費用30万円以上で3万円、修繕費用50万円以上で5万円を補助）は11月時点で2325件の申請がありました。

補助制度の締め切りは来年の3月末ですが、市内には今でもブルーシートがかかっている住宅が多く、期限までに工事が終わらないとの声が多数あがっています。

11月4日の市議会本会議で、市は「申請期限の延長は必要だと考えている。状況を踏まえて対応を取る」と表明しました。

台風での高槻市の山林被害国の激甚災害に指定されました

激甚災害に指定されたことで、国が50%、大阪府16・6%、高槻市30%、森林組合3・4%の負担割合で被害面積の2割を復旧することになりました。

道路や河川、民家に近いところは、5年間で復旧する予定です。

しかし、大阪府の森林組合への補助が高槻市の約半分であることも問題です。

12月に共産党市議団がおこなった被災者支援、災害対策についての要望

国の被災者支援は不十分
支援対象を広げるよう市は要望を

被災者生活再建支援制度は、全壊、大規模半壊、半壊と判定された世帯に対して、住宅の再建方法に応じて、最高で300万円を助成する制度です。ただ、「半壊」世帯には、「住宅をやむをえず解体した世帯」との条件があります。詳しくは「敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険で、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため住宅を解体した場合」ということです。とてもあいまいな基準です。

12月4日の市議会で、市に対し「半壊で住宅を解体した世帯に、こんな要件を付けずに助成金を支給するべき」、「北部地震の約99%が一部損壊の被害。一部損壊も対象にすべき」と国に要望することを求めました。

2019年度の災害関連の施策と予算について要望書を市長に提出（12月3日）

1、災害関係の予算

・被災者生活再建支援法の適用が受けられた世帯や、解体世帯と認められなかった世帯についても、生活再建に向けた相談をきめ細かくすること。
・一部損壊の住宅改修の補助申請については、来年4月以降も継続すること。
・国民健康保険、介護保険での災害減免を来年度も引き続き実施すること。
・民間ブロック塀撤去補助について、受けやすいようにすること。
・大阪府の被災者生活再建支援法と同等の補助を、台風21号の被害にも適用されることを12月府議会で提案される。市でも12月議会で予算措置をすること。

2、小・中学校、公共施設の老朽化対策

老朽化の調査をし、優先順位をつけ対策を講じること。

3、台風21号での山林被害への対策

激甚災害の指定を受け、森林被害復旧事業に取り組まれますが、道路や河川、民家に面している、123㌶被害面積の2割だけです。それ以外の被害山林の復旧については、国や大阪府に要望するとともに、市としても再生の計画を作成すること。

この間お聞きした 市民の声

バス停への上屋根、ベンチの設置を

市バスを利用される方から、バス停にベンチや上屋テントが欲しいという要望をお受けします。交通部に要望するのですが、なかなか実現しないケースが多い状況です。

バリアフリー法の規定で、ベンチの場合、歩道の幅が2．5㍍以上、テントは3㍍以上の幅がないと設置ができません。

最近では高齢化が進み、地域によっては医大や高槻病院への通院などのために、バスに乗られる高齢の方が増えています。

ベンチについては、上屋の下への設置が原則とのことですが、バス停にベンチだけ設置されたケースもあります。バリアフリーのためにも、狭い歩道を広げるなどの整備が必要です。市に対しては、必要なところにベンチが置けるように柔軟に対応するよう求めています。

特別支援教育の充実を

特別支援教育は児童一人一人の障害に応じた専門的な指導を受けることができ、障がい克服や改善を図るための場所です。

特別支援学級に在籍する児童生徒は小中学校合わせて、昨年度は1570人。2013年度では、1085人で、485人の子どもが増えています。

特別支援教育の対象となる児童生徒数が増加しているなか、一人一人の教育的ニーズを把握し、必要な支援を行うために支援体制の整備が求められます。

現行の特別支援教育は2007年に、発達支援の子どもを新たに特別支援の対象に加えました。しかし、従来の障害児教育の予算・人員のままスタートしました。そのため、国の教員配置基準では対応できないことから、市は独自に「特別支援教育支援員」を配置しています。本来、必要な予算と人員の確保は国が責任を持つべきことです。国に対して加配をもっと増やすよう求める必要があると主張しています。

重度障がい者福祉タクシー利用券

「枚数を増やして、所得制限が厳しすぎる」の声

タクシー券は初乗り料金が無料となる制度です。対象者の所得要件を、2013年に市民税所得割課税世帯を対象外とする制度改正を行いました。所得基準を緩和することを求めています。

また、介護タクシーを使って病院に行く場合は、家族の同乗が介護保険で認められず、重度障がい者ですから車椅子で、複数の病院に通っている人もおられます。1か月4枚、最大で年間48枚まで交付されますが、1回出掛けると往復で2枚使うので、月にすると月2回しか外出できないことになります。そのため、タクシー利用券48枚では足りないとの声をお聴きします。

愛知県知立市の障がい者福祉タクシー料金助成利用券は、リフト付き車両・ストレッチャー装着ワゴンなどの福祉タクシーを常に利用する方、1週間に2回以上医療機関に通院する方には倍の枚数72枚を交付しています。高槻市でも利用者の実態に見合った改善をするべきです。

タクシー利用券の対象者

※①から③のいずれかの障がい者手帳を所持していること

①身体障がい者手帳（ア又はイのいずれかに該当している方）
　ア、肢体・視覚・心臓・じん臓・呼吸器・免疫・肝臓の障がいによる総合等級が1級又は2級
　イ、体幹機能障がい3級
②療育手帳A
③精神障がい者保健福祉手帳1級
※市町村民税所得割非課税世帯であること

市政相談　電話でご連絡ください 676−5068

きよた純子
～お気軽にご相談を～
※留守の場合は必ず、留守電話に氏名と連絡先の録音をお願いします。